

島根県立大学短期大学部松江キャンパス同窓会 松苑会会則

(名 称)

第 1 条 本会は松苑会と称す。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、在学生への支援並びに大学と協働して島根県立大学短期大学部松江キャンパスの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 講演会および研修会の開催など、会員相互の意識啓発に関する事業
2. 会報、会員名簿の発刊、および在学生・卒業生総合支援 web システムの運営など、会員相互の交流促進に関する事業
3. その他の必要事項

(会 員)

第 4 条 本会は下記の会員をもって組織する。

1. 島根県立松江女子専門学校、島根農科大学家政短期大学部、島根県立保育専門学院、島根女子短期大学、島根県立島根女子短期大学、島根県立大学短期大学部松江キャンパスの卒業生
2. 1に掲げる学校の中退学者で本会の趣旨に賛同する者
3. 島根県立大学短期大学部松江キャンパスの在学者

(役 員)

第 5 条 本会に下記の役員を置く。役員任期は3年とし、補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 2 名 うち1名は事務局長を兼ねる
3. 理 事 会長が必要と認めた人数
4. 監 事 2 名

第 6 条 会長、副会長、監事は、総会において選出する。

理事は会長が委嘱し、事務局長は副会長の中から会長が委嘱する。

第 7 条 本会の役員の仕事を下記のとおり定める。

会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその代理をする。

事務局長は会の事務を総理する。

理事は会務を審議し処理する。

監事は会計を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問若干名を置くことができる。

顧問は理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

(委員)

第9条 委員は各年の各科(各系)から2名ずつ選出し代議員を兼ねる。

委員は会務に協力する。

(会議)

第10条 本会の会議は次の三つとする。

1. 総会
2. 代議員総会
3. 理事会

(総会)

第11条 定期総会は3年に1回開催する。会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第12条 総会においては次の事項を行う。

1. 会務の報告
2. 予算、決算の議決および承認
3. 会長、副会長、監事の選出
4. 会則の改廃
5. その他本会の目的達成に必要な事項の審議

(代議員会)

第13条 代議員会は会長が招集し、これを総会にかえることができる。

第14条 代議員は次の事項を審議し、決定する。

1. 総会に提出する議案
2. 総会において委任された事項
3. その他必要と認めた事項

(理事会)

第15条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

第16条 理事会は次の事項を審議し、決定する。

1. 総会および代議員会に提出する案件
2. 総会および代議員会において委任された事項
3. その他必要と認めた事項

(諸経費等)

第17条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 第4条第3項にかかげる会員は会費として10,000円を入学時に納付するものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第20条 本会は事務局を島根県立大学短期大学部松江キャンパス内に置く。

2 本会の事務を処理するため、職員を置くことができる。

(支部)

第21条 本会に支部を置くことができる。

(細則)

第22条 この会則に規定するもののほか、会長は必要な事項について理事会に諮って細則を定めることができる。

附 則

1 この会則は昭和32年 9月 1日から施行する。

附 則

1 この会則は昭和40年 1月 1日から施行する。

附 則

1 この会則は昭和43年10月20日から施行する。

附 則

1 この会則は昭和49年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この会則は昭和63年10月23日から施行する。

附 則

1 この会則は平成 8年11月16日から施行する。

附 則

1 この会則は平成14年11月23日から施行する。

附 則

1 この会則は平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この会則は平成21年11月22日から施行する。

附 則

1 この会則は平成25年 8月 25日から施行する。

附 則

1 この会則は平成28年11月27日から施行する。